



令和8年度 防犯カメラ設置補助事業

補助対象 事業

以下の要件を満たした防犯カメラを設置する事業です。

- 防犯カメラは、香川県内に新たに設置するものであること
- 防犯カメラの設置主体は、市町又は自治会等であること

防犯カメラ

「防犯カメラ」とは以下のものをいいます。

- 犯罪の未然防止や、子供や女性に対する声かけ事案などの発生抑止を図る目的のもの。
- 主に道路等の不特定多数が利用する公共空間を中心に映すよう固定して設置される画像撮影装置で、画像を記録する機能を有する機器を備えたもの。
- ※ 以下のカメラは、補助の対象外です。
 - ・ 施設管理上の防犯・監視カメラ
 - ・ リースやレンタルによる設置

補助対象 となる団体

香川県内の市町及び自治会等（自治会やPTAなど地域防犯活動を行う団体）

1. 一定の地域を基盤として、地域に根差した活動をしていること。
 2. 規約、代表者を定めていること。
- など、一定の条件を満たす団体
- ※ 個人や企業等は、対象外です。

補助対象経費 及び 補助金額

補助対象経費：

防犯カメラ（録画装置及び附属品を含む。）及びカメラの設置を示すプレートの購入並びにこれらの設置に要する費用

※維持管理費、地代、占用料等は含みません。

補助率：対象経費の1/2以内

（上限は1台当たり15万円とし、専用柱を設置する場合は、1台当たり20万円）

申請に伴う 流れ

- ① まずは、お住まいの市町担当課に相談してください。
※ 県に直接申請することは出来ません。必ず市町に相談してください。
- ② 市町担当課と県が事前に検討・協議を行った上で、申請の受付をします。
（市町が自治会等からの書類を取りまとめて、県に提出）
～申請書類提出時期：7月頃を予定～



問い合わせ先 月～金（祝日除く） 午前8時30分から午後5時15分まで
善通寺市 くらし支援課 ☎：0877-63-6343